

## [付2] 十六大国資料

[0] 十六大国の文献資料には、十六大国とはいつても16ヶ国をあげる文献もあれば、16ヶ国のうち4ヶ国を欠いた12ヶ国をあげる文献もあり、また16ヶ国をあげるも、文献によってはその中にあげる国名がさまざまに異なる場合もある。しかも国の並ぶ順番も異なっているので、まずパーリ語、漢訳、梵語の資料を紹介し、それぞれの原語の国名を各々アイデンティファイさせ、しかもその国の並ぶ順番をも考慮し、それを「十六大国一覧表」として紹介したい。

ただし、以下にあげるような文献資料、例えば *DN.019 Mahāgovinda-s.* (『大典尊経』vol. II p.235) のように過去物語の中に登場する国名<sup>㉑</sup>や『長阿含』030「世記経」(大正01 p.148中)のように神話として登場する国名<sup>㉒</sup>の中に、リアルタイムでも登場する国があっても、そのような文献資料は除外してある。またリアルタイムでも、例えば *SN.055-006* (vol. V p.349) のように遊行経路として登場する国名<sup>㉓</sup>や『十誦律』「般茶盧伽法」(大正23 p.225下)に述べられているように、チャンナが罪を犯して各国を逃げ惑うときにあげられるような国名<sup>㉔</sup>もあるにはあるが、それらは十六大国の中の5ヶ国とか8ヶ国に間接的に触れた資料であるので、十六大国の表を作成するという目的から、それらの文献資料も本稿では除外してある。つまり、一般的に「十六大国 (*soḷasa mahājanapada*)」<sup>㉕</sup>と称される文献資料に限定したということである。

- (1) *DN.019 'Mahāgovinda-s.'* (大典尊経 vol. II p.235) には「カリンガ (*Kaliṅga*) のダントプラ (*Dantapura*)」「アッサカ (*Assaka*) のポータナ (*Potana*)」「アヴァンティ (*Avanti*) のマーヒッサティー (*Māhissati*)」「ソーヴィーラ (*Sovira*) のロールカ (*Roruka*)」「ヴィデーハ (*Videha*) のミティラー (*Mithilā*)」「アング (*Anga*) のチャンパー (*Campā*)」「カーシ (*Kāsi*) のバーラーナシー (*Bārāṇasī*)」といった7ヶ国、また漢訳相応経の『長阿含』003「典尊経」(大正01 p.033上)には「檀特 (*Dantapura*)、伽陵 (*Kaliṅga*) 城」「阿婆 (*Assaka*, *Skt. Āsmaka*)、布和 (*Potana*) 城」「阿槃 (*Avanti*)、大天 (*Māhissati*, *Skt. Māhiṣmati*) 城」「鶯伽 (*Anga*)、瞻婆 (*Campā*) 城」「敷彌 (*Sovira*, *Skt. Sauvira*)、薩羅城」「西陀、路樓 (*Roruka*) 城」「婆羅 (*Bārāṇasī*, *Skt. Vārāṇasī*)、伽尸 (*Kāsi*, *Skt. Kāśī*) 城」といった7ヶ国をあげている。
- (2) 「爾時先造瞻婆城。次造伽尸婆羅捺城。其次造王舍城」といったように3城、即ち3ヶ国をあげている。
- (3) 「釈尊が『舍衛城よりコーサラ (*Kosala*) へ遊行に出られた』とか、『コーサラよりマッラ (*Malla*) へ遊行に出られた』とか、『マッラからヴァッジ (*Vajji*) へ遊行に出られた』とか、『ヴァッジからカーシ (*Kāsi*) へ遊行に出られた』とか、『カーシからマガダ (*Magadha*) へ遊行に出られた』と聞くと……』といったときの5ヶ国をあげる。またこの漢訳の相応経『雑阿含』860 (大正02 p.218下)では「世尊今出。至拘薩羅。從拘薩羅至伽尸。從伽尸至摩羅。從摩羅至摩竭陀。從摩竭陀至殃伽。從殃伽至修摩。從修摩至分陀羅。從分陀羅至迦陵伽」とあって、拘薩羅、伽尸、摩羅、摩竭陀、殃伽、修摩、分陀羅、迦陵伽という8ヶ国をあげている。

- (4) 「鶯伽国」「摩竭国」「迦尸国」「橋薩羅国」「鳩留国」「般闍羅国」「阿葉摩伽」「阿般提国」といった8ヶ国をあげている。
- (5) 十六大国については、本モノグラフィシリーズ第13号、森章司・金子芳夫【論文15】「パーリ仏典に見る *janapada* と *raṭṭha*」の「[0] はじめに」を参照。

[1] ここではパーリ文、漢訳、梵語のA文献資料における十六大国 (*soḷasa mahājanapada*) を紹介する。

[1-1] まず十六大国のうちの12ヶ国をあげるパーリのA文献資料は次のようである。

(1) アング (*Anga*) ・マガダ (*Magadha*)<sup>㉖</sup>、カーシ、コーサラ、ヴァッジ、マッラ、チェーティ、ヴァンサ、クル、バンチャラ、マッチャ、スーラセーナ (*Kāsi-Kosalesu Vajji-Mallesu Ceti-Vaṃsesu Kuru-Pañcālesu Maccha-Sūrasenesu*) : *DN.018 Janavasabha-s.* (『闍尼沙経』vol. II p.200, 201, 203)

- (1) 本文中では *Anga* と *Magadha* は後に触れられて12ヶ国となる。しかしアッサカ (*Assaka*)、アヴァンティ (*Avanti*)、ガンダーラ (*Gandhāra*)、カンボジャ (*Kamboja*) の4ヶ国には触れられていない。

[1-2] つぎに16ヶ国をあげるパーリのA文献資料は以下の通りである。

(2) アング、マガダ、カーシ、コーサラ、ヴァッジ、マッラ、チェーティ、ヴァンサ、クル、バンチャラ、マッチャ、スーラセーナ、アッサカ、アヴァンティ、ガンダーラ、カンボージャ (*Angānaṃ Magadhānaṃ Kāsiṇaṃ Kosalānaṃ Vajjinaṃ Mallānaṃ Cetinaṃ Vaṃsānaṃ Kurūnaṃ Pañcālānaṃ Macchānaṃ Sūrasenānaṃ Assakānaṃ Avantiṇaṃ Gandhārānaṃ Kambojānaṃ*) : *AN.003-007-070* (vol. I p.213)、*AN.008-005-042* (vol. IV p.252)<sup>(1)</sup>、*AN.008-005-043* (vol. IV p.256)<sup>(2)</sup>、*AN.008-005-044* (vol. IV p.258)<sup>(3)</sup>、*AN.008-005-045* (vol. IV p.260)<sup>(4)</sup>

- (1) PTS テキストには *Vaṅga* と校訂するも、同本の脚注 *Vaṃsa* を採る。
- (2) *AN.008-005-042* (vol. IV p.252) に同じ。
- (3) 省略されている。
- (4) *AN.008-005-043* に同じ。

[1-3] つぎに16ヶ国をあげる漢訳のA文献資料には以下のようなものがある。

(3) 鶯伽国、摩竭国、迦尸国、居薩羅国、拔祇国、末羅国、支提国、拔沙国、居樓国、般闍羅国、頗漂波国、阿般提国、婆蹉国、蘇羅婆国、乾陀羅国、劍泝沙国：『長阿含』004「闍尼沙経」(大正01 p.034中)

(4) 盎識国。摩迦陀国。迦尸国。橋薩羅国。蜜嚙沙国。大力士国。奔拏国。蘇摩国。阿説迦国。嚙帝国。俱嚙国。半左国。嚙蹉国。戍囉西那国。夜嚙那国。甘謨惹国：『仏説人仙経』(大正01 p.213下)

(5) 一者鶯迦。二者摩竭陀。三者迦尸。四者拘薩羅。五者拘樓。六者般闍羅。七

者阿攝貝。八者阿和檀提。九者枝提。十者跋耆。十一者跋蹉。十二跋羅。十三蘇摩。十四蘇羅吒。十五喻尼。十六劍浮：『中阿含』202「持齋經」（大正01 p.772中）

(6) 一者名鶡迦。二者名摩竭。三者名迦夷。四者名拘薛羅。五者名鳩留。六者名般闍荼。七者名阿波耶。八者名阿洹提淪。九者名脂提淪。十者名越祇淪。十一者名速摩。十二者名速賴吒。十三者名越蹉。十四者名末羅。十五者名淪匿。十六者名劍善提：『優陂夷墮舍迦經』（大正01 p.912下）

[1-4] つぎに16ヶ国をあげる梵文のA文献資料（『梵文僧祇律』）は以下の通りである。

(7) アンガ、マガダ、マルリ、ヴァルジ、カーシ、コーシャラ、クル、パンチャラ、チェーティ、ヴァツツァ、マツツァ、シュラセーナ、シヴィ、ダシャールナ、アースヴァキ、アヴァンティ（*Aṅga-Magadha-Mallī-Varjī-Kāśī-Kośāla-Kuru-Pañcāla-Ceti-Vatsa-Matsya-Śūrasena-Śivi-Daśārṇā Āśvaki-Avanti*）：*Abhisamācārikā Bhikṣuprakīrṇaka* (p.225)

(8) アンガ、マガダ、ヴリジ、マルリ、カーシ、コーシャラ、クル、パンチャラ、チェーティ、ヴァツツァ、マツツァ、シュラセーナ、シヴィ、ダシャールナ、アースヴァキ、アヴァンティ（*Aṅga-Magadha-Vṛjī-Mallī-Kāśī-Kośāla-Kuru-Pañcāla-Cedi-Vatsa-Matsya-Śūrasena-Śiva-Daśārṇa ca Āśvaki-Avanti*）：*Bhikṣuṇī-Vinaya* (p.003)

[2] ここではパーリ文、梵文、漢訳のB文献資料における十六大国を紹介する。

[2-1] まずパーリ文のB文献資料にはつぎのようなものがある。

(1) カーシ国、コーサラ国……アンガ国、マガダ国、ヨーナカ国、カンボージャ国、アッサカ国、アヴァンティ国……<sup>(1)</sup>（*Kāśiraṭṭhe ca Kosalaraṭṭhe ca……Aṅga-Magadha-Yonaka-Kamboja-Assaka-Avanti-ṛaṭṭhesu……*）：*Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.637)

(1) この註釈書は上記の資料(1) DN.018の註釈書であるから、当然、経典中の12ヶ国に、アッサカ国（*Assaka-ṛaṭṭha*）、アヴァンティ国（*Avanti-ṛaṭṭha*）、カンボージャ国（*Kamboja-ṛaṭṭha*）の3国と、ガンダーラ（*Gandhāra*）にかわるヨーナカ国（*Yonaka-ṛaṭṭha*）を加え、16ヶ国を考えていたと推測される。

(2) アンガ、マガダ、カーリガ、カーシ、コーサラ、ヴァッジ、マツラ、チェーティヤ、ヴァンサ、クル、パンチャラ、マツチャ、スラセーナ、アッサカ、アヴァンティ、ヨーナ、カンボージャ<sup>(1)</sup>（*Aṅgā ca Magadhā ca Kāliṅgā ca Kāsiyā ca Kosalā ca Vajjiyā ca Mallā ca Cetiymhā ca Vamsā ca Kurumhā ca Pañcālā ca Macchā ca Śūrasenā ca Assakā ca Avantiyā ca Yonā ca Kambojān ca*）：*Cūḷaniddesa*（*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM 版、MYANMAR p.150、Nālandā-Devanāgaī-Pāli-Series p.158*）

(1) 本資料ではカーリガ（*Kāliṅga*）を加えて17ヶ国としている。

(3) カーシ、コーサラ等……アンガ国、マガダ国、コーサラ国、ヴァッジ国、チェー

ティヤ国、クル国、パンチャラ国、マツジャ国、スラセーナ国、アッサカ国、アヴァンティ国、ガンダーラ国、マツラ国、カンボージャ国<sup>(1)</sup>（*Kāsi-Kosalādikā……Aṅgaratṭham, Magadha-ṛatṭham, Kosala-ṛatṭham, Vajji-ṛatṭham, Cetiya-ṛatṭham, Kuru-ṛatṭham, Pañcāla-ṛatṭham, Majjha-ṛatṭham, Surasena-ṛatṭham, Assaka-ṛatṭham, Avanti-ṛatṭham, Gandhāla-ṛatṭham, Malla-ṛatṭham, Kamboja-ṛatṭhāni*）：*Simaviso-dhanipāṭha*（*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM 版、MYANMAR p.066*）

(1) 本文中に十六大国（*soḷasamahājanapadāni*）といいながら、実際にはヴァンサ国を欠き、マツチャ国の代わりにマツジャ国を加えた15ヶ国となっている。

[2-2] つぎに梵文のB文献資料は以下のものがある。

(4) アンガ、マガダ、ヴァッジ、マルラ、カーシ、コーシャラ、チェーティ、ヴァツツァ、マツツァ、シュラセーナ、クル、パンチャラ、シヴィ、ダシャールナ、アースヴァキ、アヴァンティ（*Aṅga-Magadhā Vajji-Mallā Kāśī-Kośālā Cedi-Vatsa-Matsyā Śūrasenā Kuru-Pañcālā Śivi-Daśārṇa ca Āśvaki-Avanti*）：*Mahāvastu I* (p.034)

(5) アンガ、マガダ、ヴァッジ、マルラ、カーシ、コーシャラ、クル、パンチャラ、チェーティ、ヴァツツァ、マツツァ、シュラセーナ、アースヴァカ、アヴァンティ（*Aṅga-Magadha-Vajji-Malla-Kāśī-Kośāla-Kuru-Pañcāla-Ceti-Vatsa-Matsya-Śūrasena-Āśvaka-Avanti*）<sup>(1)</sup>：*Mahāvastu II* (p.419)

(1) 上記の資料(4) *Mahāvastu I* (p.034) に比べ、2ヶ国「シヴィ（*Śivi*）」と「ダシャールナ（*Daśārṇa*）」を欠く。

[2-3] つぎに漢訳のB文献資料には以下のものがある。

(6) 一為鶡迦。二者默佉陀菴沙王。三者迦詩。四者拘薩羅波斯王。五者素摩。六者須羅吒。七者惡生王跋蹉。八者跋羅憂填王。九者遏波。十者阿婆檀提憂陀羅延王。十一者鳩留。十二者般遮羅阿拘嵐王。十三者椽<sup>(1)</sup>難。十四者耶般那。十五者劍桴（本闕十六）。：『出曜經』卷22（大正04 p.727上）

(1) 大正蔵は「椽」と作るが、宋・元・明の三本により「椽」を採る。

(7) 泐伽国。摩揭陀国。迦尸国。憍薩羅国。佛栗氏国。末羅国。奔蹉羅国。蘇嚕摩国。頰濕縛迦国。頰飯底国。葉筏那国。劍跋闍国。俱盧国。般遮羅国。筏蹉国。戍洛西那国。：『阿毘達磨大毘婆沙論』卷124（大正27 p.648中）

(8) 鶡伽陀国。摩伽陀国。迦尸国。拘薩羅国。跋耆国。摩羅国。分陀国。須摩国。阿摩国。阿槃提国。拘留国。半時羅国。跋蹉国。首羅先那国。夜槃那国。劍蒲闍国：『大方等無想經』卷1（大正12 p.1080上）

(9) 鶡伽摩伽陀国。傍伽摩伽陀国。阿槃多国。支提国。此四大国。……迦尸国。都薩羅国。婆蹉国。摩羅国。此四大国。……鳩羅婆国。毘時国。般遮羅国。疎那国。此四大国。……阿濕婆国。蘇摩国。蘇羅吒国<sup>(1)</sup>。甘滿闍国。此四大国。：『大方等大集經』卷51（大正13 p.342中）

(1) 大正蔵は「羅蘇吒国」と校訂するが、正倉院聖語蔵本により「蘇羅吒国」を採る。尚、

下記の資料〈13〉も「蘇羅吒国」とある。

〈10〉一央伽。二摩竭。三迦尸。四尼薩羅。五跋祇。六末羅。七支提。八跋沙。九樓居。十槃闍。十一阿濕波。十二婆蹉。十三蘇羅婆。十四乾陀羅。十五劍浮沙。十六阿梨提：『天台菩薩戒疏』（大正40 p.586上）<sup>㉑</sup>

(1) 上記資料〈3〉『長阿含』004「閻尼沙經」からの引用と推定される。

〈11〉一央伽国。二摩竭国。三迦尸国。四居薩羅国。五跋祇国。六末羅国。七支提国。八跋沙国。九居樓国。十解闍羅国。十一阿濕波国。十二婆蹉国。十三薩羅婆国。十四乾陀羅国。十五劍浮沙国。十六阿梨提国：『梵網經述記』卷1（大正85 p.738上）<sup>㉒</sup>

(1) 『梵網經述記』に「長阿含經第五」からの引用であるとし、その経典は『長阿含』004「閻尼沙經」（大正01 p.034中）と推定される。

〈12〉央伽国。摩揭国。迦尸国。憍薩羅国。佛栗底国。末羅国。奔達国。蘇嚩摩国。頡縛迦国。頡飯底国。葉筏那国。劍跋闍国。俱盧国。般遮羅国。筏蹉国。戍洛西那国：『梵網經述記』卷1（大正85 p.738上）<sup>㉓</sup>

(1) 『梵網經述記』に「毘婆沙論第一百二十五」からの引用であるとし、その論書は『阿毘達磨大毘婆沙論』卷124（大正27 p.648中）と推定される。

〈13〉鴦伽摩伽陀国・傍伽摩伽陀国・阿槃多国・支提国。此四大国。……迦尸国・都薩羅国・婆蹉国・摩羅国。此四大国。……鳩羅婆国・毘時国・槃遮羅国・疎那国。此四大国。……阿濕婆国・蘇摩国・蘇羅吒国・甘滿闍国。此四大国：『教行信証（顯淨土眞實教行證文類）』（大正83 p.637中）<sup>㉔</sup>

(1) 上記資料〈9〉『大方等大集經』の引用と推定される。

〈14〉一央伽国。二摩竭国。三迦尸国。四居薩羅国。五跋祇国。六末羅国。七支提国。八跋沙国。九居樓国。十解闍羅国。十一阿涅波国。十二婆蹉国。十三薩羅婆国。十四乾陀羅国。十五鍛設沙国。十六阿梨提国：凝然『梵網戒本疏日珠鈔』（大正62 p.044上）<sup>㉕</sup>

(1) 上記資料〈11〉『梵網經述記』によれば、『長阿含』004「閻尼沙經」の引用であるから、「薩羅婆」は「蘇羅婆」の誤写ではないかと推定される。

(2) 本資料は、上記資料〈11〉『梵網經述記』の引用と推定される。

以上のほか、例えば『仏説徳護長者經』卷上（大正14 p.841中）に「十六大国央伽摩陀羅等」とあって、「…等」を以て略した聖典、あるいは『勝鬘宝窟』（大正37 p.008下）に「仁王經列十六大国。第一憍薩羅。第二舍衛国。两国為異。與釈論不同。今未詳」というように、『仁王般若經』に列記されているうちの憍薩羅と舍衛国との2ヶ国を示し、以下略された聖典もあるが、ここでは「十六大国」の表を作成するのがねらいであるから、そのような数例の国名を示したのみの聖典類は、パーリのB文献資料〈1〉を除き、表から除外してある。尚、『仁王般若經』の十六大国については、別に[5]で紹介する。

[3] ここではパーリ語、梵語、漢訳のそれぞれの国名がどのようにアイデンティ

ファイさせられるかを示すことにする。特に、パーリ語ないし梵語と漢訳が必ずしも一致しない、あるいはより検討を要し、必ずしも確定できない国名もあるが、推定も含めて、できるかぎりアイデンティファイさせると、以下ようになる。

[3-1] まずパーリ文のA文献資料に出てくる順番に国名の項目を立て、パーリ語の国名がない場合には漢訳名や梵語名で国の項目を立て、A文献資料は上段に「パ語」「漢訳」「梵語」の順に、またB文献資料はA文献資料の下段に「パ語」「梵語」「漢訳」の順に示した。

ただし、パーリ文のなかには「アング」「マガダ」といった順に並んでない資料もあるので、その場合は丸数字をカッコ[]で括って順位を示した場合もある。またA文献資料の下段にはB文献資料と同じ要領で示してある。

尚、丸数字は文献資料で列記された国の順位を示している。例えばAngaの項で〈2〉①とあれば、上記で紹介した資料番号〈2〉のAN.003-007-070を示し、①はアングの順位が1番目にあることを示している。漢訳も同様で、例えば〈3〉「②摩竭国」とあれば、資料番号〈3〉の『長阿含』004「閻尼沙經」で、2番目に摩竭国があることを示す。また「欠」とあるのは、その国の項目に該当する国名がないことを意味し、十六大国としてあるべき国名がないと判断したものである。しかし後に述べるように、十六大国の伝承にはいくつかの系統によっては登場しない国名もあるので、その場合には「無」（表では空欄）と表示した。さらに漢訳の国名にクセッションマーク「?」を付したものもあるが、今後更に検討を要するもので、ここでは取りあえず仮に処理したことを示している。

[3-2] アンガ国<sup>㉖</sup>/Aṅga(〃)

A文献資料

パ語：〈1〉〈2〉①

漢訳：〈3〉「①鴦伽国」、〈4〉「①盜賊国」、〈5〉〈6〉「①鴦迦」

梵語：〈7〉〈8〉①

B文献資料

パ語：〈1〉③、〈2〉〈3〉①

梵語：〈4〉〈5〉①

漢訳：〈6〉「①鴦伽」、〈7〉「①泐伽国」、〈8〉「①鴦伽陀国」、〈9〉〈13〉「①鴦伽摩伽陀国」<sup>㉗</sup>、〈10〉「①央伽」、〈11〉〈12〉〈14〉「①央伽国」

(1) 現在のBengalにあたる。E. Lamotte, *History of Indian Buddhism*, tr. by Sara Webb-Boin (Louvain-Neuve, 1976) p.008 参照。

(2) 鴦伽摩伽陀はAṅga-Magadhaの音写。

[3-3] マガダ国<sup>㉘</sup>/Magadha(〃)

A文献資料

パ語：〈1〉〈2〉②

漢訳：〈3〉「②摩竭国」、〈4〉「②摩迦陀国」、〈5〉「②摩竭陀」、〈6〉「②摩竭」

梵語：〈7〉 〈8〉 ②

B 文献資料

パ語：〈1〉 ④、 〈2〉 〈3〉 ②

梵語：〈4〉 〈5〉 ②

漢訳：〈6〉「②黙偈陀」、〈7〉「②摩揭陀国」、〈8〉「②摩迦陀国」、〈9〉〈13〉「②傍伽摩伽陀国」<sup>②</sup>、〈10〉「②摩竭」、〈11〉〈14〉「②摩竭国」、〈12〉「②摩揭国」

(1) 現在の Southern Bihār にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。尚、『大唐西域記』卷8 (大正51 p.910下)「摩揭陀国。周五千餘里」とある。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記3』(東洋文庫657, 1999) p.019 以下参照。

(2) 傍伽摩伽陀は Vaṅga-Magadha の音写。

[3-4] カーシ国 <sup>①</sup>/Kāśi (Kāśī)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ③

漢訳：〈3〉〈4〉「③迦尸国」、〈5〉「③迦尸」、〈6〉「③迦夷」

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑤

B 文献資料

パ語：〈1〉 ①、 〈2〉 ④、 〈3〉 [③]

梵語：〈4〉 〈5〉 ⑤

漢訳：〈6〉「③迦詩」、〈7〉〈8〉〈11〉〈12〉〈14〉「③迦尸国」、〈9〉「⑤迦尸国」、〈10〉「③迦尸」、〈13〉「⑤迦尸国」

(1) 現在の Banaras / Vārāṇasī にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。

[3-5] コーサラ国 <sup>①</sup>/Kosala (Kosāla)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ④

漢訳：〈3〉「④居薩羅国」、〈4〉「④橋薩羅国」、〈5〉「④拘薩羅」、〈6〉「④拘薩羅」

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑥

B 文献資料

パ語：〈1〉 ②、 〈2〉 ⑤、 〈3〉 ④

梵語：〈4〉 〈5〉 ⑥

漢訳：〈6〉「④拘薩羅」、〈7〉〈12〉「④橋薩羅国」、〈8〉「④拘薩羅国」、〈9〉〈13〉「⑥都薩羅国」<sup>②</sup>、〈10〉「④尼薩羅」<sup>③</sup>、〈11〉〈14〉「④居薩羅国」

(1) 現在の Oudh にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。

(2) 塚本博士は「都薩羅 (Tosali)」とする。塚本啓祥『初期仏教団史の研究』(山喜房

仏書林、1966) p.365 参照。

(3) 資料〈3〉『長阿含』004「閻尼沙経」からの引用と推定されるので、「尼薩羅」は「居薩羅」の誤写ではないかと思われる。

[3-6] ヴァッジ国 <sup>①</sup>/Vajji (Varji, Vṛjji)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ⑤

漢訳：〈3〉「⑤拔祇国」<sup>②</sup>、〈4〉「⑤蜜喃沙国」<sup>③</sup>、〈5〉「⑩跋耆」、〈6〉「⑩越祇渝」

梵語：〈7〉 ④、 〈8〉 ③

B 文献資料

パ語：〈1〉 欠、 〈2〉 ⑥、 〈3〉 ⑤

梵語：〈4〉 〈5〉 ③

漢訳：〈6〉 欠、 〈7〉 〈12〉「⑤佛栗氏国」、〈8〉「⑤跋耆国」、〈9〉〈13〉「⑩毘時国」、〈10〉「⑤跋祇」、〈11〉〈14〉「⑤跋祇国」

(1) 現在の Northern Bihār にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。

(2) 末木文美士『アーガマ』「阿含経現代語訳第十九回『閻尼沙経』」(p.067) 註(22)、ならびに辛嶋静志『「長阿含経」の原語の研究』(平河出版社、1994) p.174 の D.123 参照。

(3) 不明であるが、取りあえず Mithilā と推定して、ヴァッジ国に入れた。尚、水野博士の表でもヴァッジ国で扱っている。水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」(『仏教研究』第7巻-第4号、1944) p.005 参照。

[3-7] マッラ国 <sup>①</sup>/Malla (Malli, Malli)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ⑥

漢訳：〈3〉「⑥末羅国」、〈4〉「⑥大力士国」、〈5〉「⑩跋羅」、〈6〉「⑭末羅」

梵語：〈7〉 ③、 〈8〉 ④

B 文献資料

パ語：〈1〉 欠、 〈2〉 ⑦、 〈3〉 ⑭

梵語：〈4〉 〈5〉 ④

漢訳：〈6〉「⑧拔羅？」<sup>②</sup>、〈7〉〈11〉〈12〉〈14〉「⑥末羅国」、〈8〉「⑥摩羅国」、〈9〉〈13〉「⑧摩羅国」、〈10〉「⑥末羅」

(1) 現在の Gorakhpur にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。

(2) 『国訳一切経』本縁部11のp.040 註(32)に、「拔羅」は「末羅 (Malla) か」とある。本稿では取りあえず、マッラ国 (Malla) として扱う。

[3-8] チェーティ国 <sup>①</sup>/Ceti (Ceti, Cedi)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ⑦

漢訳：〈3〉「⑦支提国」、〈4〉無、〈5〉「⑨枝提」、〈6〉「⑨脂提渝」

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑨

B 文献資料

パ語：〈1〉欠、〈2〉⑧、〈3〉⑥

梵語：〈4〉⑦、〈5〉⑨

漢訳：〈6〉「⑬椽難？」<sup>㉔</sup>、〈7〉〈8〉〈12〉無、〈9〉〈13〉「④支提国」、  
〈10〉「⑦支提」、〈11〉〈14〉「⑦支提国」

(1) 現在の Bundelkhand にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。尚、赤沼智善編『印度  
固有名詞辞典』p.122a に音写として「枝提」「支提」「脂提渝」「支陀」をあげる。

(2) 『国訳一切経』本縁部 11 の p.040 註(37)に「閻牟那河畔の国か」とある。本稿では取  
りあえず、チェーティ国 (Ceti) として扱う。

[3-9] ヴァンサ国 <sup>㉕</sup>/Vamṣa (Vatsa)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ⑧

漢訳：〈3〉「⑧跋沙国」<sup>㉔</sup>、〈4〉無、〈5〉「⑪跋蹉」、〈6〉「⑬越蹉」

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑩

B 文献資料

パ語：〈1〉 〈3〉欠、〈2〉⑨

梵語：〈4〉⑧、〈5〉⑩

漢訳：〈6〉「⑦跋蹉」<sup>㉔</sup>、〈7〉〈8〉〈9〉〈12〉〈13〉無、〈10〉「⑧跋沙」、  
〈11〉〈14〉「⑧跋沙国」

(1) 現在の Aallahābād にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。尚、赤沼智善編『印度固  
有名詞辞典』p.734a に音写として「跋蹉」「跋沙」「嚩蹉」「越蹉」をあげる。

(2) 辛嶋静志『「長阿含経」の原語の研究』p.175 の D.125 参照。

(3) 『国訳一切経』本縁部 11 の p.040 註(31)に「跋蹉」を Vamṣa か Maccha と推定してい  
るが、本稿では前者の Vamṣa の音写として扱う。

[3-10] クル国 <sup>㉖</sup>/Kuru (〃)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ⑨

漢訳：〈3〉「⑨居樓国」、〈4〉「⑪俱嚕国」、〈5〉「⑤拘樓」、〈6〉「⑤鳩  
溜」

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑦

B 文献資料

パ語：〈1〉欠、〈2〉⑩、〈3〉⑦

梵語：〈4〉⑪、〈5〉⑦

漢訳：〈6〉「⑪鳩溜」、〈7〉〈12〉「⑬俱盧国」、〈8〉「⑪拘留国」、〈9〉  
〈13〉「鳩羅婆国」<sup>㉔</sup>、〈10〉「⑨樓居」<sup>㉔</sup>、〈11〉〈14〉「⑨居樓国」

(1) 現在の D. of Thānesar, Delhi and Meerut. E. Lamotte 同上書 p.008 参照。尚、赤沼

智善編『印度固有名詞辞典』p.330a に音写として「拘樓」「鳩溜」「鳩樓」「居樓」  
「俱嚕」「俱盧」「拘留」「拘獵」「拘流」「句留」「拘留沙」「拘樓瘦」をあげる。

(2) 「鳩羅婆」は「鳩羅婆」と見て、Kurūsu の音写と推定。

(3) 資料 〈10〉は資料 〈3〉『長阿含』004「閻尼沙経」からの引用と推定されるので、  
「樓居」は「居樓」が逆転したものと思われる。因みに、同じ資料 〈3〉からの引用であ  
る資料 〈11〉〈14〉は「居樓国」とある。

[3-11] パンチャラ国 <sup>㉗</sup>/Pañcāla (〃)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ⑩

漢訳：〈3〉「⑩般闍羅国」、〈4〉「⑫半左国」、〈5〉「⑥般闍羅」、〈6〉  
「⑥般闍茶」

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑧

B 文献資料

パ語：〈1〉欠、〈2〉⑪、〈3〉⑧

梵語：〈4〉⑫、〈5〉⑧

漢訳：〈6〉「⑫般遮羅」、〈7〉〈12〉「⑭般遮羅国」、〈8〉「⑫半時羅国」、  
〈9〉〈13〉「⑪般遮羅国」、〈10〉「⑩槃闍」、〈11〉〈14〉「⑩解闍羅国」<sup>㉔</sup>

(1) 現在の Rohikhand, Central Doāb. E. Lamotte 同上書 p.008 参照。

(2) 資料 〈3〉『長阿含』004「閻尼沙経」からの引用とされるので、「解闍羅国」は「般  
闍羅国」の誤写ではないかと思われる。

[3-12] マッチャ国 <sup>㉘</sup>/Maccha, Majjha (Matsa, Matsya)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ⑪

漢訳：〈3〉「⑬婆蹉国」<sup>㉔</sup>、〈4〉「⑬嚩蹉国」、〈5〉〈6〉無

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑪

B 文献資料

パ語：〈1〉欠、〈2〉⑫、〈3〉⑨

梵語：〈4〉⑨、〈5〉⑪

漢訳：〈6〉無、〈9〉〈13〉「⑦婆蹉国」、〈7〉〈12〉「⑮筏蹉国」、〈8〉  
「⑬跋蹉国？」、〈10〉「⑫婆蹉」、〈11〉「⑫婆 [「婆」と訂正] 蹉国」<sup>㉔</sup>、〈14〉  
「⑫婆蹉国」

(1) 現在の Jaipur. E. Lamotte 同上書 p.008 参照。『大唐西域記』卷 4 (大正 51 p.890a)  
「波理夜呬羅国。周三千餘里。国大都城。周十四五里」とある。今のデリーの西南百五  
マイル、ジャイプルの北四十一マイルの地点にあるバイラト (Bairāt, Virāṭa) に当た  
る。古代のマツヤ Matsya 国である。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』(東洋文庫  
655、1999) p.139 参照。

(2) 末木文美士『アーガマ』「阿含経現代語訳第十九回『閻尼沙経』」(p.067) 註(22)  
参照。

(3) 『梵網経述記』に「長阿含経第五」からの引用とあることから、「婆蹉国」は「婆蹉国」

の誤写と推定。尚、資料〈14〉も「婆蹉国」とする。

[3-13] スーラセーナ国<sup>(1)</sup> / Sūrasena (Śūrasena)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 ⑫

漢訳：〈3〉 「⑭蘇羅婆国」<sup>(2)</sup>、〈4〉 「⑭戍囉西那国」、〈5〉 〈6〉 無

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑫

B 文献資料

パ語：〈1〉 欠、〈2〉 ⑬、〈3〉 ⑩

梵語：〈4〉 ⑩、〈5〉 ⑫

漢訳：〈6〉 無、〈7〉 〈12〉 「⑯戍洛西那国」、〈8〉 「⑭首羅先那国」、〈9〉 〈13〉 「⑫疎那国？」<sup>(3)</sup>、〈10〉 「⑬蘇羅婆」、〈11〉 〈14〉 「⑬薩 [「蘇」と訂

正] 羅娑国」<sup>(4)</sup>

(1) 現在の Mathurā にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。

(2) 末木文美士『アーガマ』 「阿含経現代語訳第十九回『閻尼沙経』」 (p.067) 註 (22) 参照。

(3) よく分らないが、取りあえず Sūrasena の音略と推定しておく。尚、塚本博士は「疎那 (Suna)」とする。塚本啓祥『初期仏教団史の研究』 p.365 参照。

(4) 資料〈3〉 『長阿含』 004 「閻尼沙経」の引用と推定されるので、「薩羅婆」は「蘇羅婆」の誤写と推定。

[3-14] アッサカ国<sup>(1)</sup> / Assakā (Āśvaki, Āsvaki, Āsvaka)

A 文献資料

パ語：〈1〉 無、〈2〉 ⑬

漢訳：〈3〉 「⑩頗濕波国」<sup>(2)</sup>、〈4〉 「⑨阿説迦国」、〈5〉 「⑦阿攝貝」、〈6〉

「⑦阿波耶」

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑮

B 文献資料

パ語：〈1〉 ⑦、〈2〉 ⑭、〈3〉 ⑩

梵語：〈4〉 ⑮、〈5〉 ⑬

漢訳：〈6〉 「⑨遏波」<sup>(3)</sup>、〈7〉 「⑨頗濕縛迦国」、〈8〉 「⑨阿摩国」、〈9〉 「③阿濕婆国」、〈10〉 「⑩阿濕波」、〈11〉 「⑩阿濕波国」、〈13〉 「⑩阿濕婆国」、〈12〉 「⑨頗縛迦国」、〈14〉 「阿涅 [「濕」と訂正] 波国」<sup>(4)</sup>

(1) 現在の Nizam にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。尚、赤沼智善編『印度固有名詞辞典』 p.061b に音写として「頗濕波」「阿濕波」「阿濕婆」「阿攝貝」「阿濕摩伽」、また音略として「阿婆 (婆は婆か)」をあげる。

(2) 末木文美士『アーガマ』 「阿含経現代語訳第十九回『閻尼沙経』」 (p.067) 註 (22) 参照。

(3) 『国訳一切経』本縁部 11p.040 註 (33) にも「遏波」を Āsvaka と推定。

(4) 資料〈14〉は資料〈3〉 『長阿含』 004 「閻尼沙経」もしくは資料〈11〉の引用と推定されるので、「阿涅波国」は「阿濕波国」の誤写と推定。

[3-15] アヴァンティ国<sup>(1)</sup> / Avanti (ウ)

A 文献資料

パ語：〈1〉 無、〈2〉 ⑭

漢訳：〈3〉 「⑫阿般堤国」、〈4〉 「⑩嚩帝国」<sup>(2)</sup>、〈5〉 「⑧阿和檀提」、〈6〉 「⑧阿洹提渝」

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑯

B 文献資料

パ語：〈1〉 ⑧、〈2〉 ⑮、〈3〉 ⑫

梵語：〈4〉 ⑯、〈5〉 ⑭

漢訳：〈6〉 「⑩阿婆檀提」、〈7〉 〈12〉 「⑩頗飯底国」、〈8〉 「⑩阿槃提国」、〈9〉 〈13〉 「③阿槃多国」、〈10〉 「⑯阿梨提」、〈11〉 〈14〉 「⑯阿梨提国」

(1) 現在の Mālwa and Nimār にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。尚、赤沼智善編『印度固有名詞辞典』 p.066b に音写として「阿槃堤」「阿盤堤」「阿槃地」「阿槃陀」「阿和檀堤」「阿傘荼」「阿和提」「阿婆提」「阿雲頭」、また音略として「晚帝那」「阿槃」、そして譯に「後方」「護」をあげる。

(2) 水野博士は「嚩帝 (Avanti)」、中村博士は「嚩帝 (Vaccha ← Vatsa)」とする。また宮坂博士は註 (31) で「水野説とすべきであろうか」としつつも、本文中には「嚩帝 (Vaccha)」とする。水野弘元『初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて』 p.005、中村元『インド古代史 (上)』 (春秋社、1963) p.244、宮坂宥勝「十六大国再考」 (『インド学密教学論考』、法蔵館、1995) p.041 を参照。

[3-16] ガンダーラ国<sup>(1)</sup> / Gandhāra

A 文献資料

パ語：〈1〉 無、〈2〉 ⑮

漢訳：〈3〉 「⑮乾陀羅国」、〈4〉 無、〈5〉 無、〈6〉 無

梵語：〈7〉 〈8〉 無

B 文献資料

パ語：〈1〉 無、〈2〉 無、〈3〉 ⑬<sup>(2)</sup>

梵語：〈4〉 〈5〉 無

漢訳：〈6〉 〈7〉 〈8〉 〈9〉 〈12〉 〈13〉 無、〈10〉 「⑩乾陀羅」、〈11〉 〈14〉 「⑩乾陀羅国」

(1) 現在の D. of Peshāwār and Rawalpīndi にあたる。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。尚、『大唐西域記』卷 2 (大正 51 p.879 中) には「健駄邏国。東西千餘里。南北八百餘里。東臨信度河。国大都城。號布路沙布邏 (Skt. Puruṣapura)。周四十餘里」とある。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 1』 (東洋文庫 653、1999) p.218 以下を参照。

(2) Gandhāla とあるも Gandhāra と読む。

[3-17] カンボージャ国<sup>(1)</sup> / Kamboja

A 文献資料

パ語：〈1〉 無、〈2〉 ⑯

漢訳：〈3〉「**16**劍泐沙国」<sup>㉔</sup>、〈4〉「**16**甘謨惹国」、〈5〉「**16**劍浮」、〈6〉「**16**劍菩提」

梵語：〈7〉 〈8〉 無

B 文献資料

パ語：〈1〉 **6**、〈2〉 **17**、〈3〉 **15**

梵語：〈4〉 〈5〉 無

漢訳：〈6〉「**15**劍桴」、〈7〉〈12〉「**12**劍跋闍国」、〈8〉「**16**劍蒲闍国」、〈9〉〈13〉「**16**甘滿闍国」、〈10〉「**15**劍浮沙」、〈11〉「**15**劍浮沙国」、〈14〉「**15**鍍設沙国」

(1) 現在の S. W. Kāśmīr and Kāfiristān とするが、諸説がある。E. Lamotte 同上書 p.008 参照。尚、赤沼智善編『印度固有名詞辞典』p.269b に音写として「劍菩提」「劍菩提」「劍蒲闍」「劍泐沙」「劍摩耆」「甘謨惹」「劍浮沙」「甘菩遮」「金菩闍」、また音略として「劍浮」「劍蒲」「劍浮」「紺蒲」「甘菩」、そして譯として「可愛」「好」をあげる。

(2) 末木文美士『アーガマ』「阿含経現代語訳第十九回『闍尼沙経』」(p.067) 註(22) 参照。

[3-18] ヨーナカ、ヨーナ国 <sup>㉔</sup>/Yonaka, Yona

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 無

漢訳：〈3〉 無、〈4〉「**15**夜嚩那国」、〈5〉「**15**唵尼」、〈6〉「**15**渝匿」

梵語：〈7〉 〈8〉 無

B 文献資料

パ語：〈1〉 **5**、〈2〉 **16**、〈3〉 無

梵語：〈4〉 〈5〉 無

漢訳：〈6〉「**14**耶般那」、〈7〉〈12〉「**11**葉筏那国」、〈8〉「**15**夜槃那国」、〈9〉〈10〉〈11〉〈13〉〈14〉 無

(1) 赤沼智善編『印度固有名詞辞典』p.783a に Yona の音写として「葉筏那」「叟那」をあげる。尚、上記のうち「夜嚩那」「耶般那」「葉筏那」「夜槃那」は Yavana の音写。

[3-19] 奔拏国 <sup>㉔</sup>(奔唎羅国、分陀国、奔達国)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 無

漢訳：〈3〉 〈5〉 〈6〉 無、〈4〉「**7**奔拏国」

梵語：〈7〉 〈8〉 無

B 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 〈3〉 無

梵語：〈4〉 〈5〉 無

漢訳：〈6〉 〈9〉 〈10〉 〈11〉 〈13〉 〈14〉 無、〈7〉「**7**奔唎羅国」、〈8〉

「**7**分陀国」、〈12〉「**7**奔達国」

(1) 水野博士「奔拏 (Puṇṇa, Puṇḍa, Puṇḍra)」、宮坂博士は「奔拏 (Puṇḍa)」(p.041)、塚本博士は「奔拏 (Pūṇḍya)」とし、中村元博士は「Hūṇa?」(p.244) を当てる。水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」pp.010-011、宮坂有勝「十六大国再考」p.041、塚本啓祥『初期仏教教団史の研究』p.364、中村元『インド古代史(上)』(春秋社、1963) p.244 を参照。

[3-20] 蘇摩国 <sup>㉔</sup>(蘇摩、速摩、素摩、蘇喩摩国、須摩国、蘇喩摩国)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 無

漢訳：〈3〉 無、〈4〉「**8**蘇摩国」、〈5〉「**13**蘇摩」、〈6〉「**11**速摩」

梵語：〈7〉 〈8〉 無

B 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 〈3〉 無

梵語：〈4〉 〈5〉 無

漢訳：〈6〉「**5**素摩」、〈7〉「**8**蘇喩摩国」、〈8〉「**8**須摩国」、〈9〉「**14**蘇摩国」、〈10〉〈11〉〈14〉 無、〈12〉「**8**蘇喩摩国」、〈13〉「**14**蘇摩国」

(1) 【補註 11】「蘇摩国」を参照。

[3-21] 蘇羅吒 <sup>㉔</sup>(速頼吒、須羅吒、蘇羅吒国)

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 無

漢訳：〈3〉 〈4〉 無、〈5〉「**14**蘇羅吒」、〈6〉「**12**速頼吒」

梵語：〈7〉 〈8〉 無

B 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 〈3〉 無

梵語：〈4〉 〈5〉 無

漢訳：〈6〉「**6**須羅吒」、〈7〉〈8〉〈10〉〈11〉〈12〉〈14〉 無、〈9〉〈13〉「**15**蘇羅吒国」

(1) Suratta の音訳。『大唐西域記』卷 4 (大正 51 p.967c) には「蘇刺吒国西印度周四千餘里都城周三十餘里。西據莫醯河」とある。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 3』(東洋文庫 657, 1999) p.323。尚、水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」pp.007-010、塚本啓祥『初期仏教教団史の研究』p.363、宮坂有勝「十六大国再考」p.041 参照。

[3-22] シヴィ、シヴァ/Śivi, Śiva

A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 無

漢訳：〈3〉 〈4〉 〈5〉 〈6〉 無

梵語：〈7〉 〈8〉 **13**

B 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 〈3〉 無

梵語：〈4〉 ⑬、 〈5〉 欠

漢訳：〈6〉 〈7〉 〈8〉 〈9〉 〈10〉 〈11〉 〈12〉 〈13〉 〈14〉 無

[3-23] ダシャーラナ/Daśārṇa

#### A 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 無

漢訳：〈3〉 〈4〉 〈5〉 〈6〉 無

梵語：〈7〉 〈8〉 ⑭

#### B 文献資料

パ語：〈1〉 〈2〉 〈3〉 無

梵語：〈4〉 ⑬、 〈5〉 欠

漢訳：〈6〉 〈7〉 〈8〉 〈9〉 〈10〉 〈11〉 〈12〉 〈13〉 〈14〉 無

[4] ここでは上記で紹介した資料をパーリ文を中心として系統別に分類してみることとする。上記の資料を大きく分けると、一つはパーリ文と漢訳の系統と梵語の系統との違いが挙げられる。二つ目にはパーリ文の系統でもA文献資料とB文献資料とでは違いがみられ、この影響を受けた漢訳の系統にも更なる違いがみられるので、これを以下に示すこととする。

[4-1] まずパーリ文と漢訳の系統と梵語の系統の違いは以下の通りである。

(1) パーリ文と漢訳の系統にはガンダーラとカンボージャの一对、あるいはガンダーラとヨーナ(ヨーナカ、ヤヴァナ)の一对が登場するが、梵文の系統にはそれらが登場しない。しかしこれに代わる国として梵文の系統ではシヴィとダシャーラナの一对が登場する<sup>①</sup>。

(2) 逆に、パーリ文と漢訳の系統には梵文の系統で登場するシヴィ(シヴァ)とダシャーラナは現われない。しかも梵文に関して言えば、〈5〉のようにシヴィ、ダシャーラナを欠落させる文献資料もあるが、A・B文献資料を問わず、一貫して16ヶ国に異動はないという特徴がある。一方、漢訳では梵文やパーリ文には登場しない蘇摩と蘇羅吒(Suraṭṭha, Surāṣṭra)と奔拏(Puṇḍa)という3ヶ国が登場する。この点については後に述べる。

(1) パーリ伝承では① Aṅga→② Magadha→③ Kāsi→④ Kosala→⑤ Vajji→⑥ Malla→⑦ Ceti→⑧ Vamsa→⑨ Kuru→⑩ Pañcāla→⑪ Maccha→⑫ Śūrasena→⑬ Assaka→⑭ Avanti→⑮ Gandhāra→⑯ Kambojaの順に大方なっていて、4ヶ国を欠いたDN.018 'Janavasabha-s.' (闍尼沙經 vol. II p.200)も同様である。一方、梵語の伝承について言えば、Abhisamā-cārikā Bhikṣuprakīrṇakaは① Aṅga→② Magadha→③ Malli→④ Varji→⑤ Kāsi→⑥ Kośala→⑦ Kuru→⑧ Pañcāla→⑨ Ceti→⑩ Vatsa→⑪ Matsa→⑫ Śūrasena→⑬ Śivi→⑭ Daśārṇa→⑮ Āsvaki→⑯ Avantiとなり、Bhikṣuṇi-Vinayaでは① Aṅga→② Magadha→③ Vṛji→④ Malli→⑤ Kāsi→⑥ Kośala→⑦ Kuru→⑧ Pañcāla→⑨ Ceti→⑩ Vatsa→⑪ Matsa→⑫ Śūrasena→⑬ Śivi→⑭ Daśārṇa→⑮ Āsvaki→⑯ Avantiとなってい

る。この両伝は①と②は同じであるが、③以降パーリ伝承が「③ Kāsi→④ Kosala→⑤ Vajji→⑥ Malla」とあるのに対し、梵語伝承では「③ Malli→④ Varji→⑤ Kāsi→⑥ Kośala」あるいは「③ Vṛji→④ Malli→⑤ Kāsi→⑥ Kośala」となっていて、梵語伝承はカーシ・コーサラとヴァッジ・マツラが前後し、しかも同じ梵文伝承でも前者が「③ マルリー(Malli)」「④ ヴァルジ(Varji)」とあるのに対し、後者は「③ ヴリジ(Vṛji)」「④ マルリ(Malli)」と前後が入れ替わっている。また⑦以降はパーリ伝承が「⑦ Ceti→⑧ Vamsa→⑨ Kuru→⑩ Pañcāla→⑪ Maccha→⑫ Śūrasena」という順番に対し、梵語伝承が「⑦ Kuru→⑧ Pañcāla→⑨ Ceti→⑩ Vatsa→⑪ Matsa→⑫ Śūrasena」となっていて、チェーティ・ヴァンサとクル・パンチャーラが逆転している。⑬以降はアッサカ・アヴァンティを除いて全く異なる伝承となっている。すなわちパーリ伝承の「⑬ Assaka」「⑭ Avanti」は梵文では「⑮ Āsvaki」「⑯ Avanti」とあり、国名は一致するものの最後に位置づけられ、しかも梵文の⑮と⑯の位置にくるパーリ文の「⑮ Gandhāra」「⑯ Kamboja」は梵文にはない。その代わりにパーリ文の⑬と⑭の位置に梵文の「⑬ Śivi(Śiva)」「⑭ Daśārṇa」がくるという特徴がある。

[4-2] つぎにパーリ文、漢訳のなかでも、A文献資料とB文献資料とで異なる場合がある。まずパーリのA文献資料とB文献資料で言えば、インドの北西地域のガンダーラと、位置については諸説のあるカンボージャとを含まないA文献資料〈1〉もあるが、これはひとまず措くとして、ガンダーラとカンボージャという一对の組み合わせを含む十六大国がA文献資料であり、歴史的な経緯を経てガンダーラからヨーナカ(ヨーナ)へと代わり、それに伴いヨーナカ(ヨーナ)とカンボージャという一对の組み合わせが用いられるようになるのがパーリのB文献資料である。しかし漢訳の文献資料で言うと、事情は異なってくる。同じ漢訳のA文献資料でもパーリ文のA文献資料に相応する漢訳資料〈3〉と、それとは異なる漢訳A文献資料〈4〉〈5〉〈6〉がある。そのことが漢訳のB文献資料にも大きく反映しているのであるが、この点は次ぎに触れるとして、ここではまずパーリ文のA・B文献資料と漢訳資料〈3〉(パーリ文のA文献資料に相応する経典)について述べると、次のようなことが言える。

(1) まずガンダーラとカンボージャの一对の国を含まず、さらにアッサカとアヴァンティを欠いて、12ヶ国とする文献資料は〈1〉のみである。それ以外の文献資料はガンダーラとカンボージャの一对の国が、ヨーナ(ヨーナカ)とカンボージャの一对の国の組み合わせである。

(2) ガンダーラとカンボージャの一对の国を含む組み合わせはパーリのA文献資料〈2〉と漢訳のA文献資料〈3〉、パーリのB文献資料〈3〉、漢訳のB文献資料〈10〉、〈11〉、〈14〉の用例であり、これらの用例は十六大国の種々な組み合わせのなかでも、パーリと漢訳が一致し、ガンダーラとカンボージャの組み合わせの方がヨーナとカンボージャの組み合わせよりも古いという意味で、基本的な16ヶ国を伝承した文献資料と言えそうである。

(3) ヨーナとカンボージャの一对の組み合わせになると、パーリの註釈書文献〈1〉



(A 文献資料〈1〉)の註釈書でありながら、その本文中にないヨーナを取り上げている)ならびに〈2〉(カーリングを加えて17ヶ国としている)の用例が見られる。しかし同じ註釈書文献でも〈3〉のように、ガンダーラとカンボージャの組み合わせになっている資料もある。

[4-3] つぎに漢訳の資料であるが、先にも触れたようにパリの A 文献資料のなかにはパリの A 文献資料〈1〉のように14ヶ国を挙げるものやパリの A 文献資料〈2〉と同じように16ヶ国を挙げる文献資料もあるが、漢訳の A 文献資料〈3〉～〈6〉と B 文献資料〈6〉～〈14〉には〈6〉の『出曜経』(1ヶ国を欠く)を除いて、すべて16ヶ国をあげる。しかもその16ヶ国の国名には、以下のような相違が認められ、その結果4つの系統に区別できる。

(1) パリの A 文献資料〈2〉と同様にガンダーラとカンボージャの一对による十六大国の用例は、すでに述べたように漢訳の A 文献資料〈3〉、漢訳の B 文献資料〈10〉、〈11〉、〈14〉である。このうち B 文献資料〈11〉と〈14〉は漢訳の A 文献資料〈3〉を引用したものであり、〈10〉も同様に〈3〉からの引用と推定される。これらはいわばパリの A 文献資料〈2〉を継承する、もっとも基本的な十六大国であり、ここでは漢訳〈3〉系統と呼んでおく。

(2) 一方、この漢訳〈3〉系統以外に、漢訳だけに起こる国の移動には、パリ文と同様にガンダーラとカンボージャの一对の組み合わせから、ヨーナとカンボージャの一对の組み合わせへと変化するか、あるいはガンダーラとカンボージャを残し、さらに漢訳独自の蘇摩と蘇羅吒(Suraṭṭha, Surāṣṭra)と奔拏(Puṇḍa)のうちの2ヶ国を加え、しかもチェーティ(Ceti)もしくはチェーティヤ(Cetiya)、ヴァンサ(Vaṃsa)、マッチャ(Maccha)、スーラセーナ(Sūrasena)のいずれかを欠くことで16ヶ国とするものがある。これらはその組み合わせにより、以下の3つの系統(①蘇摩と奔拏の組み合わせ、②蘇摩と蘇羅吒の組み合わせ、③蘇摩と蘇羅吒の組み合わせの異形)に分けられる。

①蘇摩と奔拏の組み合わせには、漢訳の A 文献資料〈4〉(⑦奔拏国、⑧蘇摩国)と、漢訳の B 文献資料〈7〉(⑦奔達羅国、⑧蘇摩国)、〈8〉(⑦分陀国、⑧須摩国)、〈12〉(⑦奔達国、⑧蘇摩国)で、ヨーナ(ヨーナカ、ヤヴァナ)とカンボージャを含めるが、そのかわりにチェーティ(Ceti)もしくはチェーティヤ(Cetiya)とヴァンサ(Vaṃsa)を欠く。

②蘇摩と蘇羅吒の組み合わせには、漢訳の A 文献資料の〈5〉(⑬蘇摩、⑭蘇羅吒)と〈6〉(⑪速摩、⑫速頼吒)、漢訳の B 文献資料〈6〉(⑤素摩、⑥須羅吒)(Vaji 欠落)のように、ヨーナ(ヤヴァナ)とカンボージャを含めているが、そのかわりにマッチャ(Maccha)とスーラセーナ(Sūrasena)を欠くものがある。

③また同じ蘇摩と蘇羅吒の組み合わせのなかには、B 文献資料の〈9〉、〈13〉のように、B 文献資料に属していながらも、ヨーナ(ヤヴァナ)が登場せず、A 文献資

料と同様にカンボージャを残したまま、蘇摩と蘇羅吒(資料〈9〉⑭蘇摩国・⑮蘇羅吒国、資料〈13〉⑭蘇摩国・⑮蘇羅吒国)を加え、ヴァンサ(Vaṃsa)が欠落した、いわば蘇摩と蘇羅吒の組み合わせの異形もある。

[4-4] 上記のような特徴を踏まえて、分類し系統化すると、先ずパリ文と漢訳の系統と梵語の系統があり、(I)梵語の系統(〈7〉〈8〉〈4〉〈5〉)は A・B 文献資料を通じて一部を欠くものがあるとは言え、16ヶ国に変化はないと言える。つぎにパリ文と漢訳の系統は大きく分けて、(II)12ヶ国とする系統(〈1〉のパリ文のみ)と、(III)16ヶ国とする系統があり、さらに(III)には4系統、すなわち(i)長阿含の「閻尼沙経」の系統(〈2〉〈3〉〈10〉〈11〉〈14〉)、(ii)この異訳「人仙経」の系統(〈4〉〈7〉〈8〉〈12〉)、(iii)中阿含の「持齋経」の系統(〈5〉〈6〉〈6〉)、(iv)大乘仏教経典「大集経」の系統(〈9〉〈13〉)があるということになる<sup>10)</sup>。このうちわれわれが優先すべき「十六大国」は(I)(II)(III)の A 文献資料であることは言うまでもないが、取りあえず、上記のような系統を有する諸聖典をパリ文、漢訳、梵文の A 文献資料を順に並べて表示したが、[付1]「十六大国資料」の[1]「原始仏教聖典に見られる十六大国」であり、次いでパリ文、梵文、漢訳の B 文献資料という順に並べて示したのが、[2]「註釈書などその他経典に見られる十六大国：系統 I」である。

(1) 水野博士は「第一は南方上座部に属する巴利増支部の説と化地部に属する漢訳長阿含閻尼沙経の説であり、第二は説出世部の律蔵とせられる梵文大事の説であり、第三は有部系に属する漢訳中阿含持齋経及びその異訳たる優婆夷墮舍迦経の説であり、第四は単訳人仙経及び大乘如来蔵系に属する大方等無想経の説である」とする。水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」pp.004-006 参照。

[5] ここでは漢訳『仁王般若経』に十六大国を説く箇所があるので、その註釈書なども含めて紹介することにする。これらは B 文献資料として扱われるべきもので、そこには国名や都市名を以て十六大国を示しているが、上記の十六大国とは別の系統に位置するものと考えられる。この経典に現れる十六大国は16という数こそあるものの、国と城(いわば国の都市に相応する)とが混在し、しかも国と城とが重複しながら十六大国というので、実質はその数を下回っている。とは言え、これもまた十六大国を示す文献資料として古来から引用されていたので、ある程度国と都市との関係を整理しながらあげていくと、それなりに十六大国が浮かび上がってくる。以下、それを紹介することにする。

[5-1] まず『仁王般若経』の鳩摩羅什訳と不空訳を紹介する。

《1》 憍薩羅国・舍衛国。摩竭提国。波羅捺国。迦夷羅衛国。鳩尸那国。鳩睺彌国。鳩留国。蜀賓国。彌提国。伽羅乾国。乾陀衛国。沙陀国。僧伽陀国。捷拏掘闍国。波提国：鳩摩羅什訳『仏説仁王般若波羅蜜経』巻下(大正08 p.833上)

《2》 毘舍離国。憍薩羅国・室羅筏国。摩伽陀国。波羅痾斯国。迦毘羅国。拘尸那国。憍睺彌国。般遮羅国。波吒羅国。末土羅国。烏尸尼国。奔吒跋多国。提婆跋多国。

迦尸国。瞻波国：不空訳『仁王護国般若波羅蜜多經』卷下（大正 08 p.844 上）

[5-2] つぎに上記の二訳に対する註釈書を紹介する。

《3》毘舍離国、憍薩羅国・舍衛国、摩竭提国、波羅奈国、迦夷羅衛国、鳩尸那国、鳩睺彌国。鳩留国、罽賓国、彌提国、伽羅乾国、乾陀衛国、沙陀国、僧伽陀国、健拏掘闍国、波提国：吉藏撰『仁王般若經疏』（大正 33 p.356 中）

《4》毘舍離国、憍薩羅国・室羅筏国、摩伽陀国、波羅痾斯国、迦毘羅国、拘尸那国、鳩睺彌国、般遮羅国、波吒羅国、末吐羅国、烏尸尼国、奔吒跋多国、提婆跋多国、迦尸国、瞻波国：良賁『仁王護国般若波羅蜜多經疏』卷下（大正 33 p.519 下）

《5》憍薩羅国。毘舍離国。舍衛国。摩竭提国。波羅奈国。迦夷羅衛国。鳩尸那国。鳩睺彌国。鳩留国。罽賓国。彌提国。伽羅乾国。乾陀衛国。沙陀国。僧伽陀国。健拏掘闍国。波提国。：凝然『梵網戒本疏日珠鈔』（大正 62 p.044 上）

《6》毘舍離国。憍薩羅国。室羅筏国。摩伽陀国。波羅痾斯国。迦毘羅国。拘尸那国。鳩睺彌国。般遮羅国。波吒羅国。末吐羅国。烏尸尼国。奔吒跋多国。提婆跋多国。迦尸国。瞻波国。：凝然『梵網戒本疏日珠鈔』（大正 62 p.044 上）

[5-3] 上記 [5-1] で紹介した『仁王般若經』と [5-2] で紹介した註釈書の関係から述べると、《1》の系統は《3》と《5》で、《2》の系統は《4》と《6》である。まず、《1》の系統の都市と国との関係を整理して示すと、以下のようになる。

コーサラ国：《1》《5》「①憍薩羅国」、《3》「②憍薩羅国」

都市：《1》「②舍衛国」、《3》《5》「③舍衛国」<sup>(1)</sup>

ヴァッジ国

都市：《1》「欠」、《3》「①毘舍離国」、《5》「②毘舍離国」<sup>(2)</sup>

マガダ国：《1》「③摩竭提国」、《3》《5》「④摩竭提国」

カーシ国

都市：《1》「④波羅捺国」、《3》《5》「⑤波羅奈国」<sup>(3)</sup>

釈迦国

都市：《1》「⑤迦夷羅衛国」、《3》《5》「⑥迦夷羅衛国」<sup>(4)</sup>

マウラ国

都市：《1》「⑥鳩尸那国」、《3》《5》「⑦鳩尸那国」<sup>(5)</sup>

ヴァンサ国

都市：《1》「⑦鳩睺彌国」、《3》《5》「⑧鳩睺彌国」<sup>(6)</sup>

クル国：《1》「⑧鳩留国」、《3》《5》「⑨鳩留国」

カシミール国：《1》「⑨罽賓国」、《3》《5》「⑩罽賓国」<sup>(7)</sup>

ヴィデーハ国：

都市：《1》「⑩彌提国」、《3》《5》「⑪彌提国」<sup>(8)</sup>

伽羅乾国：《1》「⑪伽羅乾国」、《3》《5》「⑫伽羅乾国」<sup>(9)</sup>

ガンダーラ：《1》「⑫乾陀衛国」、《3》《5》「⑬乾陀衛国」<sup>(10)</sup>

沙陀国：《1》「⑬沙陀国」、《3》《5》「⑭沙陀国」<sup>(11)</sup>

僧伽陀国：《1》「⑭僧伽陀国」、《3》《5》「⑮僧伽陀国」<sup>(12)</sup>

健拏掘闍国：《1》「⑮健拏掘闍国」、《3》「⑯健拏掘闍国」《5》「⑯健拏掘闍国」<sup>(13)</sup>

波提国：《1》「⑯波提国」、《3》《5》「⑰波提国」<sup>(14)</sup>

(1) 『高僧法顕伝』（大正 51 p.860 中）に「從此（沙祇城、Sāketa）南行八由延。到拘薩羅国舍衛城」とある。また『大唐西域記』卷 6（大正 51 p.899 上）には「周六千餘里。都城荒頓。疆場無紀。宮城故基。周二十餘里」とあり、「宮城故基」とは舍衛城を指す。舍衛城はコーサラ国の主要都市で、今日の Bahraich 県と Gonda 県との境界、サーヘト（Sāheṭh）・マーヘト（Māheṭh）という 2 つの村にまたがって遺跡がある。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.243 以下、長沢和俊訳注『法顕伝』（東洋文庫 194、1971）p.068 以下を参照。

(2) 『高僧法顕伝』（大正 51 p.861 下）に「自此（仏がリッチャヴァ族に鉢鉢を与えた処）東行十由延到毘舍離国。毘舍離城北大林重閣精舍」とある。『大唐西域記』卷 7（大正 51 p.908 上）には「吠舍釐国。周五千餘里」とあり、また「吠舍釐城已甚傾頽。其故基趾。周六七十里。宮城周四五里。少有居人。宮城西北五六里」（大正 51 p.908 中）とある。吠舍釐国の位置は現在のガンダック（Gandak）河の左岸 Hājipur の北十八マイルにある Muzaffarpur 地方の Basārh である。そこには今も Raja-Bisal-kagarh（Visala 王の要塞）と呼ばれる廃址がある。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.363 以下、長沢和俊訳注『法顕伝』p.089 以下を参照。

(3) 『高僧法顕伝』（大正 51 p.864 上）に「（曠野から）恒水西行十二由延到迦尸国波羅捺城。城東北十里許得仙人鹿野苑精舍」とある。『大唐西域記』卷 7（大正 51 p.905 上）には「婆羅痾斯国。周四千餘里。国大都城。西臨殑伽河。長十八九里。廣五六里」とある。今日のベナレス（Benares）で、この地の古名 Kāśī は今日でも単独に使われたり、或いは Kāśī-Benares と続けて使われているという。古代の中インドにおける水陸交通の要塞に当たり、商業貿易の中心地であった。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.327 以下、長沢和俊訳注『法顕伝』p.121 以下を参照。

(4) 『高僧法顕伝』（大正 51 p.861 上）に「從此（拘那含牟尼の生処・父子相見の処・般涅槃の処）東行減一由延到迦維羅衛城。城中都無王民甚丘荒。止有衆僧民戸數十家而已」とある。『大唐西域記』卷 6（大正 51 p.900 下）に「劫比羅伐率堵国。周四千餘里」とある。現在、ネパール領内のタラーイ地方ティラウラコットあるいはインド国内のウッタル・プラデーシュ州のピプラーワー（Piprahwa）村とも推定されているが、確定していない。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.266 以下、長沢和俊訳注『法顕伝』p.079 以下、中村元『ゴータマ・ブッダ I』（中村元選集 [決定版] 第 11 巻、春秋社、1992）p.062 以下を参照。

(5) 『高僧法顕伝』（大正 51 p.861 下）に「（藍莫国 Rāmagrāma より）東行十二由延到拘夷那竭城。城北雙樹間希連禪河邊。世尊於此北首而般泥洹。及須跋最後得道處。以金棺供養世尊七日處。金剛力士放金杵處。八王分舍利處。此諸處皆起塔」とある。『大唐西域記』卷 6（大正 51 p.903 中）には「拘尸那揭羅国。城郭頗毀邑里蕭條。故城輒基周十餘里」とある。現在、ゴラクプル市の東方にあるカシア（Kasia）という説が支持されている。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.302 以下、長沢和俊訳注『法顕伝』p.086 以下、中村元『ゴータマ・ブッダ II』（中村元選集 [決定版] 第 11 巻、春秋社、

1992) p.358 以下を参照。

- (6) 『高僧法顕伝』(大正 51 p.864 上)に「自鹿野苑精舍西北行十三由旬有国名拘睢彌。其精舍名瞿師羅闍」とある。『大唐西域記』巻 5 (大正 51 p.898 上)には「橋賞彌国。周六千餘里。国大都城。周三十餘里」とある。現在のアッラーハーバード (Allahabad) 近くのコーサム (Kausam, Kosam) にある。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.229 以下、長沢和俊訳注『法顕伝』p.125 以下を参照。尚、本モノグラフィシリーズ第 14 号、森章司・本澤綱夫【論文 19】「コーサンビーの仏教」p.149 以下参照。
- (7) 『大唐西域記』巻 3 (大正 51 p.886 上)には「迦濕彌羅国。周七千餘里。四境負山……国大城西臨大河。南北十二三里。東西四五里」とある。現在のカシミールをいう。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.086 以下を参照。
- (8) 「彌提」は Videha 国の Mithilā の音略と推定。【補註 1】「Videha 国」を参照。
- (9) 塚本博士は「伽羅乾」を Kalinga? と推定。『初期仏教国史の研究』p.365 参照。尚、カリंगा (Kalinga) は『大唐西域記』巻 10 (大正 51 p.928 下)には「羯鉢伽国。周五千餘里。国大都城周二十餘里」とある。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 3』p.232 以下参照。
- (10) 『高僧法顕伝』(大正 51 p.858 中)に「從此(宿呵多国、現在の Swat 地方)東下五日行到毘陀衛国。是阿育王子法益所治處」とあり、さらに同伝によれば「自此東行七日。有国名竺刹利羅 (P. Takkasīlā, Skt. Takṣasīlā)」とある。尚、ガンダラ (Gandhāra) の首は今のハシュトナガル (Hashtnagar, 旧名 Puṣkarāvati) で、2 世紀以降にはプルシャブラ (Puruṣapura)、現在のペシャワール (Peshawar) に移ったという。長沢和俊訳注『法顕伝』p.037 以下、ならびに水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 1』p.218 以下を参照。また『大唐西域記』巻 3 (大正 51 p.884 中)にはガンダラ地方の都市タッカシラーについては「呬叉始羅国。周二千餘里。国大都城周十餘里」とあり、現在のパキスタンのタクシラ (Taxila) にあたる。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.058 以下参照。
- (11) 塚本博士は「沙陀」を Sāketa? と推定。『初期仏教国史の研究』p.365
- (12) 塚本博士は「僧伽陀」を Siṃhala?, Sāṃkāśya? と推定。同上書 p.365 参照。ここでは取りあえず、サンカッサ (P. Saṅkassa, Skt. Sāṅkāśya, Sāṅkaśya) として扱う。この地は現在の Farrukhābād 近辺の Sankisa 村に比定されている。尚、『高僧法顕伝』(大正 51 p.859 下)に「從此(摩頭羅 Mathurā)東南行十八由延。有国名僧迦施」とあり、この旧名「僧迦施 Saṅkassa」は『大唐西域記』巻 4 (大正 51 p.893 上)では「劫比他国(原注に舊謂僧迦舍国とある)。周二千餘里。国大都城周二十餘里」とある。長沢和俊訳注『法顕伝』p.059、ならびに水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.176 以下参照。
- (13) 「毘拏掘闍」はカンナクツジャ (P. Kaṇṇakuja, Skt. Kanyakubja, Kanyākubja, Kānyakubja) と推定。塚本博士は Kanyākubja とする。同上書 p.365 参照。尚、『大唐西域記』巻 5 (大正 51 p.893 下)には「羯若鞠闍国。周四千餘里。国大城西臨梵伽河。其長二十餘里。廣四五里」とある。現在のカノウジ (Kanauj, Kanoj) とされている。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.183 以下、ならびに季羨林等校注『大唐西域記校注』(中華書局、1985、北京) p.424 参照。
- (14) 「波提」は取りあえずハッティブラ (P. Hatthipura, Skt. Hastināpura) として扱う。塚本博士は Hasināpura と推定する。同上書 p.365 参照。

[5-4] また同様に《2》の系統の都市と国との関係を整理して示すと、以下のようになる。

ヴァッジ国

都市 : 《2》《4》《6》「①毘舍離国」<sup>(1)</sup>

コーサラ国 : 《2》《4》《6》「②橋薩羅国」

都市 : 《2》《4》《6》「③室羅筏国」<sup>(2)</sup>

マガダ国 : 《2》《4》《6》「④摩伽陀国」

都市 : 《2》《4》《6》「⑩波吒羅国」<sup>(3)</sup>

カーシ国 : 《2》《4》《6》「⑮迦尸国」

都市 : 《2》《4》《6》「⑤波羅痾斯国」<sup>(4)</sup>

釈迦国

都市 : 《2》《4》《6》「⑥迦毘羅国」<sup>(5)</sup>

マウラ国

都市 : 《2》《4》《6》「⑦拘尸那国」<sup>(6)</sup>

ヴァンサ国

都市 : 《2》《4》《6》「⑧橋睢彌国」<sup>(7)</sup>

パンチャーラ : 《2》《4》《6》「⑨般遮羅国」

スーラセーナ

都市 : 《2》「⑩末土羅国」、《4》《6》「⑩末吐羅国」<sup>(8)</sup>

アヴァンティ

都市 : 《2》《4》《6》「⑫烏尸尼国」<sup>(9)</sup>

ブンダヴァルダナ<sup>(10)</sup> : 《2》「⑬奔吒跋多国」、《4》《6》「⑬奔吒跋多国」

ディーパーヴァティー<sup>(11)</sup> : 《2》「⑭提婆跋多国」、《4》《6》「⑭提婆跋多国」

アンガ国

都市 : 《2》《4》《6》「⑯瞻波国」<sup>(12)</sup>

(1) [5-3] の註(2)参照。

(2) 同上、註(1)参照。

(3) 「波吒羅」を P. Pāṭaliputta, Skt. Pāṭaliputra と推定する。赤沼智善編『印度固有名詞辞典』p.496b に音略として「波吒羅」(出典:『一切経音義』大正 54 p.367a)をあげる。尚、塚本博士は「波吒羅」を Pattala? (『初期仏教国史の研究』p.365)とする。パータリプトラについては長沢和俊訳注『法顕伝』p.096 以下参照。

(4) [5-3] の註(3)参照。

(5) 同上、註(4)参照。

(6) 同上、註(5)参照。

(7) 同上、註(6)参照。

(8) 『高僧法顕伝』(大正 51 p.859 上)に「過是(毘荼国)諸處已到一国。国名摩頭羅。又經蒲那河。河邊左右有二十僧伽藍。可有三千僧」とある。『大唐西域記』巻 4 (大正 51 p.890 上)には「秣菟羅国。周五千餘里。国大都城。周二十餘里」とある。現在のマトゥラー (Mathura, Muttra) に相当し、ヤムナー河西南一帯の地域である。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記 2』p.140 以下、長沢和俊訳注『法顕伝』p.054 以下参照。

(9) 『大唐西域記』巻 11 (大正 51 p.937 上)に「罽衛那国 (Skt. Ujjayani, Ujjaini,

P. Ujjeni.)。周六千餘里。国大都城。周三十餘里」とある。国名と同名である今日の中央州のウッチャイン Ujjain に当たるといふ。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記3』（東洋文庫 657、1999）p.327 以下参照。

(10) 「奔吒跋多」あるいは「奔吒跋多」は Skt. Puṇḍavardhana (Pāli. Puṇṇavadhana) の音写と推定した。尚、『大唐西域記』卷10（大正51 p.927上）では「自此（羯耆囉祇羅国、Kajāṅgalā）東渡殑伽河。行六百餘里至奔那伐憐那国」とあり、この国を「奔那伐憐那国」と音写する。また「奔那伐憐那国。周四千餘里。国大都城周三十餘里」（大正51 p.927上）とある。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記3』p.207 以下参照。

(11) 『四分律』「受戒鍵度」（大正22 p.782中）に「過去久遠世時。有王名曰勝怨。統領閻浮提。……時勝怨王所住治城。名蓮花。東西十二由旬。南北七由旬。……時王勝怨。有婆羅門爲大臣。名曰提閻浮婆提。是王少小周旋。極相親厚。後於異時。王即分半国與此大臣。時彼大臣所得国分。即於中更起城郭。東西長十二由旬。南北廣七由旬。……城名提婆跋提。勝勝蓮花城邑」とあり、過去世の燃灯仏の時代に勝怨という王が蓮花城を居城として統治し、閻浮提婆羅門に半国を与えたとき、その城名が「提婆跋提」であったことを伝えている。この城名は *Divyāvadhāna* (P. L. Vaidya, *Buddhist Sanskrit Texts No.20, Darbhanga, 1959*) によれば「ディーパーヴァティー (Dīpāvātī)」（p.152）とあるので、「提婆跋多」は *Dīpāvātī* の音写と推定される。

(12) 『高僧法顯伝』（大正51 p.864下）に「（巴連弗邑より）順恒水東下十八由延。其南岸有瞻波大国」とある。また『大唐西域記』卷10（大正51 p.926下）には「瞻波国。周四千餘里。国大都城。北背殑伽河。周四十餘里」とある。モンゴル (Monghyr) の東南東、今のバガールブル (Bhāgālpur) の近くに *Campanagara* と *Campapura* という二つの村があり、それがこの首都の遺址であり、通商貿易の主要都市として繁栄した。水谷真成訳注・玄奘『大唐西域記3』pp.202-203、長沢和俊訳注『法顯伝』p.132 以下を参照。

[5-5] ここでは上記で紹介した2つの系統の特徴を述べることにする。まず《1》の系統では、つぎのことが言えよう。尚、個々の都市名あるいは国名には不確定な点もあるので、あくまで現時点での特徴であることをお断りする。

(1) 《1》の系統では、原典《1》にない「毘舍離国」を註釈書《3》《5》が補填している。その結果、《1》が16の国と都市であるのに対し、註釈書《3》《5》が17の国と都市になっている。しかも細かな点を言えば、毘舍離国をどの位置に加えるかで、《3》が「①毘舍離国」「②橋薩羅国」「③舍衛国」となり、《5》が「①橋薩羅国」「②毘舍離国」「③舍衛国」という順番になっている。

(2) 上記 [1] [2] の十六大国との関係で言えば、コーサラ、（ヴァッジ：経疏で「毘舍離国」を加えている）、マガダ、カーシ、マッラ、ヴァンサ、クル、パンチャラ、ガンダーラといった8ヶ国もしくは9ヶ国が挙げられている一方で、カピラヴァットゥ（釈迦国）、カシミール、ヴィデーハ、カリंगा？のほか、カンナクッチャ（南パンチャラ）をはじめ、ハッティブラ？（パンチャラもしくはクル）、サーケーター？（コーサラ）、サンカッサ？（北パンチャラ）という都市も加わり、おおよそ上記の [1] や [2] で紹介した十六大国とは異なったイメージを与えている。

(3) 個々の国と都市の関係で言えば、コーサラと舍衛城（これにサーケーター？も

加わるか）、パンチャラとカンナクッチャ（これにハッティブラ？、サンカッサ？も加わるか）が重複している。尚、これはつぎに述べる《2》の系統の資料も同様である。

また《2》の系統では、つぎの特徴があると言えよう。

(1) 《2》の系統では、上記の《1》の系統で指摘したように、註釈書が原典にない毘舍離を補填するような異動はなく、すべて一致した国名と都市名を挙げている。

(2) 上記 [1] [2] の十六大国との関係で言えば、ヴァッジ、コーサラ、マガダ、カーシ、マッラ、ヴァンサ、パンチャラ、スーラセーナ、アヴァンティ、アンガといった10ヶ国が挙げられている一方で、カピラヴァットゥ（釈迦国）、ブンダヴァルダナ、ディーパーヴァティーという都市も入ってくる。

《1》の系統の国と比較すると、《2》の系統にはスーラセーナ、アヴァンティ、アンガが登場するが、クルとガンダーラ、あるいはカシミール、ヴィデーハ、カリंगा？を欠いている。また都市名に関して言えば、《1》の系統がパンチャラに属すると思われる都市名が多いのに対し、《2》の系統にはパータリプトラ、ブンダヴァルダナ、ディーパーヴァティーといった都市名が新たに登場してくる点で、大きな違いを見せていると言えそうである。

(3) 個別的な国で言えば、コーサラと舍衛城、マガダとパータリプトラ、カーシとバーラーナシーが重複している。この点は《1》《2》の系統が先の [1] [2] で紹介した十六大国とは全く異なる系統の文献資料といえる。

[6] ところで『仁王般若経』をわれわれはどのように扱うかと言えば、われわれの本来の目的である原始仏教聖典を対象とする研究目的からすれば、この経典は大乗仏教に所属するので、対象外であった。しかしこの経典が「十六大国」と称する以上、その特徴をとらえる必要があったので、ここに紹介したのであるが、あくまでも参考程度とし、上記の [1] [2] で紹介した十六大国の表（[付1] 十六大国資料の [1] 「原始仏教聖典に見られる十六大国」と [2] 「注釈書など、その他経典に見られる十六大国：系統1」）とは区別し、[3] 「注釈書など、その他経典に見られる十六大国：系統2」として示すことにする。

（金子 芳夫）